

2016年6月24日

Japan tax alert

EY税理士法人

英国、EU離脱派が勝利

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

2016年6月23日、英国は欧州連合(EU)の残留・離脱を決定する国民投票を行いました。その結果、2016年6月24日の選挙管理委員会の発表によれば、EU離脱派が約52%対48%の僅差で残留派を上回り勝利しました。

離脱直後の影響

英国は、EUから離脱する法的手続きを完了するまではEU加盟国として留まることとなります。ただし、加盟国のEU離脱を認めるリスボン条約第50条の発動時期を決定する必要な手続きをいつ開始するかについて、これから議論が開始されます。この条約は、離脱前に2年間の交渉と準備期間を設定しています。この期間は延長も可能ですが、EUのリーダー達の最近の声明には、他の加盟国に離脱感情が広がるリスクを懸念して、迅速な行動計画に対する要望が反映されています。

この投票結果は、金融市場とポンドにボラティリティを生じさせることになると予想されています。国民投票の直前の週には、ポンドが米ドルやユーロに対して、短期間上昇しましたが、この上昇分は既に消失され、離脱の結果によるポンド下落が予想されます。

規制の観点からいうと、英国は金融セクターのEUパスポートシステムに対するアクセスも含め、EU規制の対象となる状態が続きますが、リスボン条約第50条規定による2年の間に自国の地位に関する再交渉が必要となります。このことは、英国の欧州市場に対するアクセスについて、重大な不確実性につながることを意味しています。

離脱派は英国の地位を有利な条件で再交渉することができるというキャンペーンを掲げてきましたが、これは過去に前例がなく、EUは他の加盟国において、同様の国民投票を行うという支援運動に対するメッセージに非常に敏感になっています。

租税に対する影響

国民投票の結果により、様々な領域の租税について英国の立場を再交渉し、決定する必要性が求められます。英国が2年間の交渉を開始する第50条の発動に遅れが出るとの予想もあります。

懸念事項と不確実性があるとして国民投票の前に検討された次の分野に対し、英国の財政当局は注力する必要性が生じました。

- ▶ 英国はEEA(欧州経済領域)及び関税同盟から離脱し、新しい地位を再交渉する必要があります。これは、EEAの投票権のない加盟国となる、又は、二国間条約を通じて、あるいは他の世界貿易機構加盟国と同じように関税を支払うこともあり得ます。
- ▶ 英国は様々なEU指令に対するアクセスが不可能になり、また、法的に拘束されることがなくなります。このことは、免税条項の適用を失うことも含んでいます。たとえば、配当、ロイヤルティ及び利子に係る源泉税、並びに、EU域内合併に係るキャピタルゲイン税があります。
- ▶ 他方、英国は、報告義務の拡大、並びに租税回避防止を目的として、最近合意されたEU指令の適用を受けなくなります。
- ▶ 経済的な不確実性に起因する税率の変動は、重要な検討事項となります。景気後退による歳入減少に対応するため、短期間の間、法人税をさらに減税し、付加価値税や所得税を増税するという憶測もあります。

英国は現行のEU内の税制改革の分野からは身を引くこととなります。ただし、OECD加盟国として、税源浸食と利益移転(BEPS)プログラムへの参加は継続します。OECD BEPSの勧告事項及び様々な行動計画の導入に注力する一方で、G20諸国の中で最も競争力があり魅力的な法人税制度を通じて、英国への対内投資を誘致する政策を進めることとなります。

英国は共通連結法人税課税標準(CCCTB)をさらに推進する計画には参加しないこととなります。この制度は、EU全域にわたりさらに法人税を統合し共通基準を設けるというもので、英国はこのような租税のさらなる統一化に反対していたため、CCCTBの進展に勢いがつくことが考えられます。

英国は、今後EU域外の地位について交渉し、立法化する緊急の必要性に再注力することになります。これは、ノルウェー型のEEAへのアクセスする、又はスイスと同様に欧州諸国に対するアクセスにつき二国間協定で合意するかのどちらかになるのではないかという憶測が広まっています。双方ともEU市民の移動の自由を要件とし、現行のEU移民制度に係る英国の地位と変わらないこととなります。このような結果は、離脱派にとっては移民制度が議論の重点であったため、歓迎されておりません。

物の自由移動の分野においては、英国は有利な関税取決めを確保するために、EUと自由貿易協定又は関税同盟に関する合意の必要性があるだけでなく、現在、EUが貿易協定を既に締結している53の市場との自由貿易協定を交渉する必要があります。さらには、現在、EUが交渉中の日本や米国などの他の国々とも交渉の必要性も求められます。しかし、これらを2年以内に完了することは困難と思われるため、英国は新たな協定等が締結されるまでの期間、EU及びEUが締結している自由貿易協定の相手国との貿易時に関税を課されることが考えられます。

日本企業への影響

英国に事業拠点又は欧州本社を有する日本企業グループにとって、国民投票の結果によるEU離脱の決定は、税務と財務のボラティリティにおける招かれざる不安定性をもたらすこととなります。税務上の変化及び財務上のボラティリティについて、潜在的な影響の見直しをまだ実施していない場合は、この結果への対処法を短期間に決定する前に、まず完全な見直しを行うことが至急の課題となります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス	パートナー	+81 3 3506 2426	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
ヨアヒム・ストッブズ	パートナー	+81 3 3506 2670	joachim.stobbs@jp.ey.com
大平 洋一	パートナー	+81 3 3506 2678	yoichi.ohira@jp.ey.com
武末 朝生	シニアマネージャー	+81 3 3506 2709	asao.takesue@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160624

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp